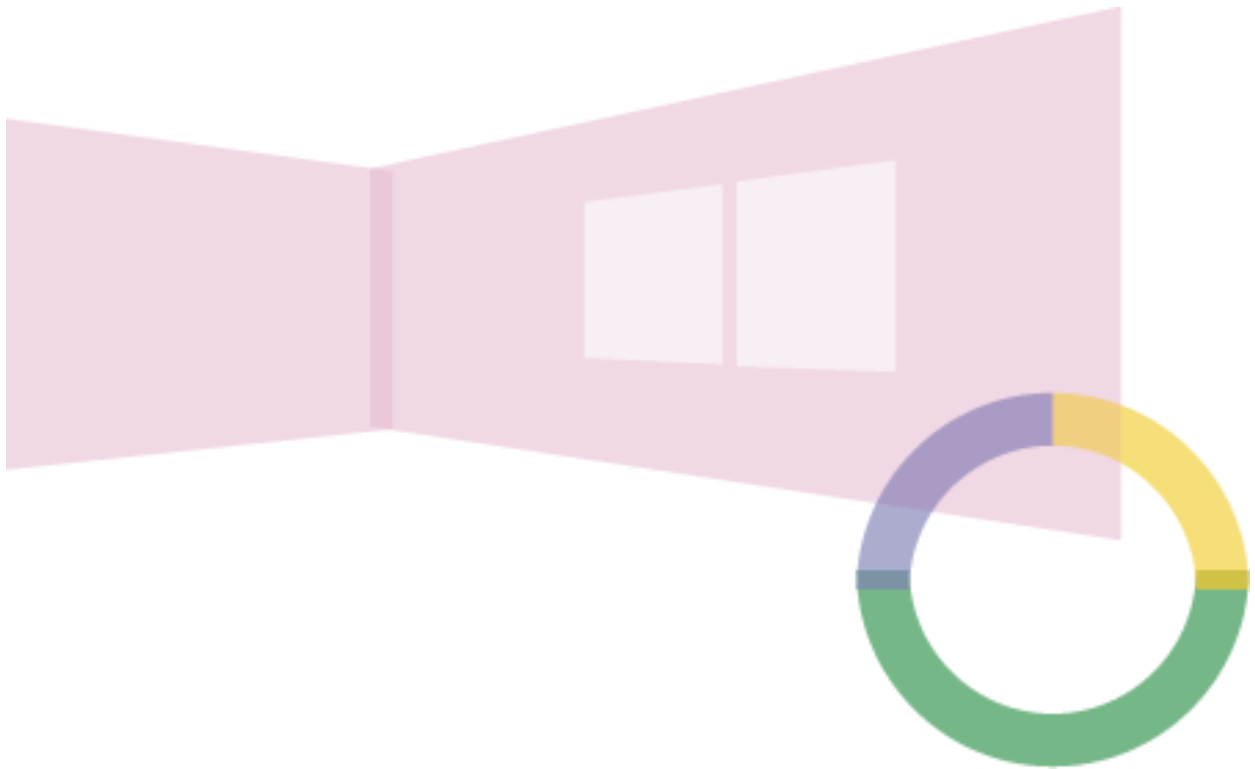


公益財団法人車両競技公益資金記念財団  
居住支援の在り方に関する調査研究緊急助成事業

刑務所出所者等に対する居住支援の在り方に関する調査研究

# 刑務所出所者等のための 居住支援テキスト



令和8年（2026年）3月  
特定非営利活動法人  
ホームレス支援全国ネットワーク

## はじめに

住宅確保は、すべての社会生活の前提であり、絶対条件である。しかし、住宅さえ確保できればすべての問題が解消できるかといえば、そうではない。

そもそも住宅を失うということは「生存的危機」を招くに留まらず、就職や社会保障などの社会的手続きができなくなるという「社会的危機」、さらに社会参加ができず孤独、孤立に陥るといった「関係的危機」を招く。よって居住支援の本質は、単なる住宅確保に留まらず、包括的であり、総合的でなければならない。

本調査では、刑務所出所者の住宅確保の現状を把握するとともに、どのような体制や条件を整えることで住宅確保が可能となり、更生支援や再犯防止につながるのかを明らかにした。

法務省の調べでは、令和3年に満期出所した人のうち、帰住する住居がないまま刑務所を出所した人は、帰住先がある（引受人がいる）出所者に比べ、出所等した年を含む2年間に刑務所等に再入所する者の割合（2年以内再入率）が約1.7倍となっている。一般的にも身寄りのない単身高齢者に対しては、多くの大家が入居に否定的な感情を持っているが、引受人などの身寄りがなく、さらに「受刑者」というスティグマを負っている人々にとって、住宅確保は一層困難になっている。

2017年10月、住宅セーフティネット制度が改正され、住宅確保要配慮者を断らない「登録住宅」や「居住支援法人」の認定が行われるようになった。その際「住宅確保要配慮者」として国土交通省「省令」で定められた対象者には「矯正施設退所者」が含まれている。昨年5月に同法は、さらに改正されたが、その時の検討会議には、国土交通省、厚生労働省のみならず、法務省が参加した。これは「矯正施設退所者」の住宅確保、あるいは居住支援が、総合的であり、喫緊の課題であることを示している。

長年「刑務所出所者」の住宅確保は、保護観察所や更生保護施設、保護司、自立準備ホームなどの「更生保護分野の方々」が担ってこられた。2009年より厚生労働省・社会援護局が「地域生活定着支援事業」を開始し、すべての都道府県に「地域生活定着支援センター」が開設された。主なる対象者は、満期出所の高齢者、障害者とされ、「司法福祉」という新たな連携が生まれた。一方で対象（高齢者、障害者）ではない満期出所者の支援は依然として課題となっている。

今回の調査を担当したNPO法人ホームレス支援全国ネットワークには、90以上の団体が加盟しており、刑務所出所後に帰住地を確保できず、野宿を余儀なくされた人々と出会ってきた。本来ならば、野宿に至る前に住宅を確保し、生活自立や就労自立などの支援を受けるべきであって、結果として再犯防止が進む。そのような包括的な支援システムがあるべきだと言える。

そのために、更生保護分野（法務省）と福祉分野（厚生労働省）の連携にとどまらず、物件の確保を担う住宅行政（国土交通省）や住宅関係企業、さらに社会参加に向けた支援や差別・偏見の解消を含む包摂的な地域づくりなど、官民の壁を超えた総合的な仕組みを構築することが急がれる。

この「刑務所出所者等に対する居住支援の在り方に関する調査研究事業」は、法務省の協力のもと公益財団法人車両競技公益資金記念財団の助成金を活用させていただいた。

2024年度は、全国の保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター、居住支援法人へのアンケート調査及びヒアリングを実施した。同時に法務省矯正局にも協力いただき、刑務所入所者へのアンケート調査や刑務所へのヒアリングも実施した。

2025年度は、アンケートおよびヒアリングの結果をもとに、刑務所出所者等に対する居住支援の在り方を整理したテキストを作成し、その成果を活用して公開研究会を開催し、検討委員会有識者及び公開研究会での意見も含めた最終の取りまとめを行った。

本事業が「刑務所出所者」の居住支援の仕組みづくりの一助となることを願っている。

最後に、調査に協力いただいた法務省、厚生労働省、国土交通省、ならびに保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター、居住支援法人、刑務所関係者の皆様に心より感謝申し上げたい。

調査研究委員長 奥田知志

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク代表



## 目次

---

はじめに	P0
アンケートおよびヒアリング調査の結果報告	P2
本テキストについて	P4
出所後の居住フロー	P6
事例① 40代 単身男性   仮釈放・障害なし・アルコール依存疑い	P8
事例② 50代 単身女性   満期・生活保護・依存症	P10
事例③ 50代 単身男性   満期・生活困窮・障害なし	P12
事例④ 40代 単身男性   満期・生活困窮・軽度知的障害（疑い）	P14
事例⑤ 70代 単身男性   満期・生活保護・高齢	P16
事例⑥ 20代 単身男性   満期・障害（発達障害）あり	P18
社会資源リスト	P21

# アンケートおよびヒアリング調査の結果報告

特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワークは 2024 年度に、公益財団法人車両競技公益資金記念財団「居住支援の在り方に関する調査研究緊急助成事業」として調査を実施し、その結果について 2025 年 6 月に調査報告書『刑務所出所者等に対する居住支援の在り方に関する調査研究』をまとめた。

この調査報告書は主に三つの柱で構成されている。刑務所出所者支援に関する諸機関等を対象としたアンケート結果、全国各地の関係諸機関等で実施したヒアリング結果、調査委員を務めた研究者等による所感、である。以下、この柱に沿って調査報告書の概要を示す。

## 1 アンケート結果

アンケート調査は、対象とした関連機関・団体ごとにアンケートを作成し、メールで送付と回収を行った。各機関等に共通した設問は主に、利用者の概要、居住支援の実施状況、住居確保にあたっての課題、帰宅先が確保できなかった事例と確保できた事例、関連機関等との連携状況、居住支援法人や居住支援協議会の認知状況、利用後のフォローアップの状況などである。

第 1 に、更生保護施設について全国の全施設 94 件を対象とし、72 件の回答を得た（回収率 76.6%）。退所前の住居確保支援の内容、入所者の健康状態や障害有無、入所中や退所前の支援をめぐる困難などを把握できた。

第 2 に、自立準備ホームについて全国の 277 件を対象とし、97 件の回答を得た（回収率 35.0%）。ここでも住居確保支援の内容や課題などのほか、関係機関等との連携状況、制度の仕組みや手続きをめぐる意見も把握できた。

第 3 に、地域生活定着支援センターについて全国の全施設 48 件を対象とし、29 件の回答を得た（回収率 60.4%）。ここでは特に、利用者の障害や疾病に関連した、日常生活上の支援の課題や、入居・入所する住居・施設を確保するうえでの困難等についても把握できた。

第 4 に、居住支援法人（不動産事業者を含む）について全国の全 303 件を対象とし、42 件の回答を得た（回収率 13.9%）。ここでは特に、住居確保時の物件情報や契約等に関する支援の実施状況、住居を確保できなかった事例と具体的な理由についても把握できた。

第 5 に、保護観察所について全国の全庁 50 件を対象とし、46 件の回答を得た（回収率 92.0%）。ここでは、地域生活定着支援センターをはじめとする関係機関等との連携状況、関連制度の利用状況、就労先・協力雇用主の協力状況についても把握できた。

第 6 に、全国 10 ヶ所の刑務所において、調査期間中に釈放前指導を開始する満期釈放予定の受刑者を対象とし、地域や性別をふまえて 105 人を対象として抽出し、79 人からの回答を得た（回収率 75.2%）。ここでは特に、帰宅先の有無や内容のほか、釈放後の居住支援に関する自由意見として、住居や仕事を確保するうえでの不安、関連制度の情報を求める声も把握できた。

## 2 ヒアリング結果

ヒアリングの対象は、上記のアンケートの回答内容をふまえて全国の都道府県から10地域を選定し（報告書掲載順に、群馬県、愛知県、長野県、佐賀県、岡山県、鹿児島県、兵庫県、秋田県、新潟県、香川県）、各地域における上記の関連機関・団体に依頼した。ヒアリングは現地を訪問して実施した。

ヒアリングの主な項目は、前年度の相談支援の実績、提供する支援メニューと特徴、よく連携している社会資源、刑務所出所者等の居住支援の課題と今後求められるもの、である。

ヒアリングの結果について、まず団体ごとに見ると、各機関・団体の設立や活動の経緯によって、居住支援の方針や内容に特徴が表れていることも多く、様々なバリエーションを把握できたことから、参考に資する情報を得られたといえる。そして地域ごとに見ると、このヒアリングを各地域で複数の機関・団体に対して行ったことによって、なかでも比較的近年に登場した居住支援法人の文字通り多様な支援内容を含めて、当該地域における関連機関等の連携や分業の組み合わせ状況を把握することができた。そして、このヒアリング対象地域の事例は、大都市部でない多くの地域にとっての参考になるとも考えられる。

さらに、ヒアリングは、上記の10地域における関連機関・団体のほか、刑務所の刑務官や福祉専門官も対象として行った。具体的には、府中刑務所、大阪刑務所、高松刑務所の3カ所を訪問し、所内の視察とヒアリングを行った。ヒアリングの主な項目は、出所後の居住確保に向けた指導内容や課題、帰住先のない出所者への対応などである。出所時の居住支援の提供をめぐる、本人の理解や同意を得る難しさについても把握することができた。

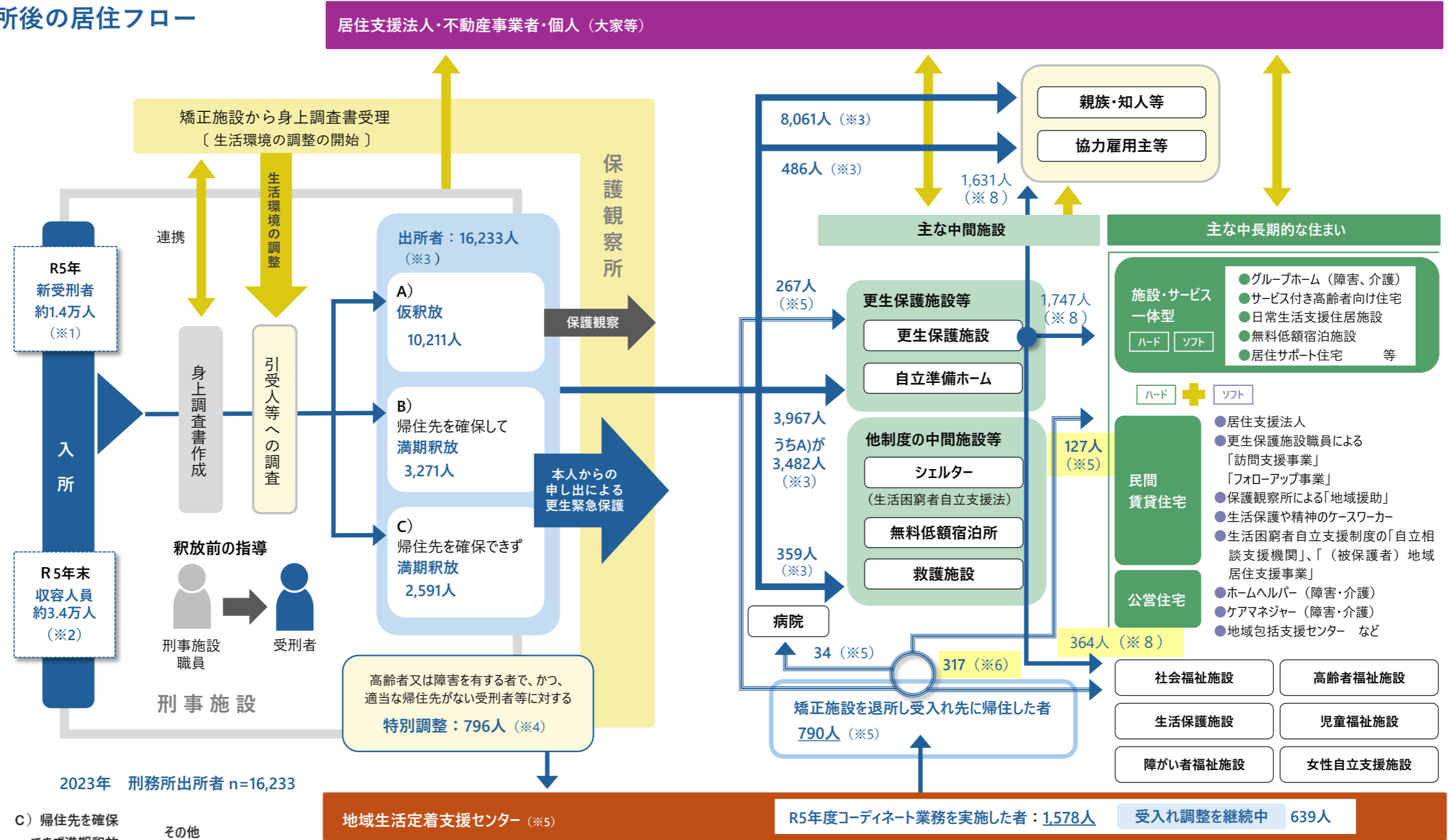
## 3 調査委員の所感

調査委員を務めた研究者等の所感については、それぞれの専門や着目点にしたがって執筆した。調査報告書の掲載順に簡潔に紹介する。

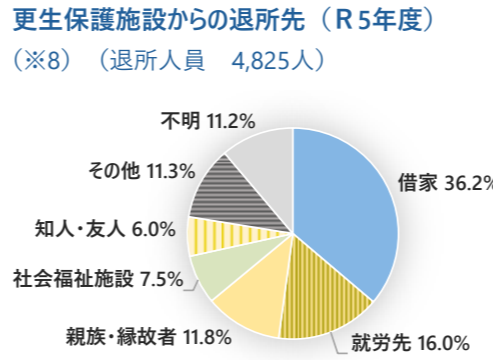
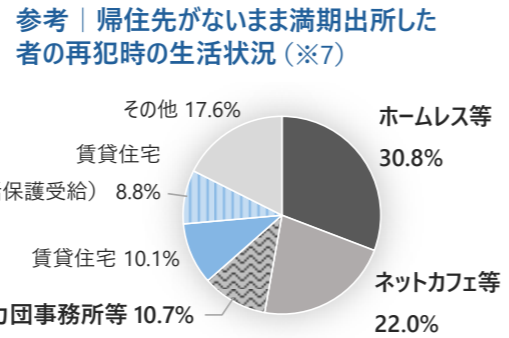
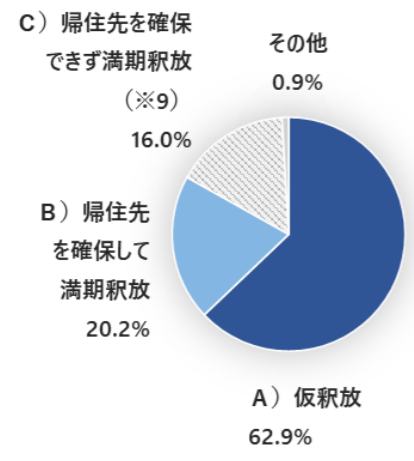
井本佐保里委員（日本女子大学）「刑務所内における居住支援について」では支援拒否の事例、住居確保における本人の納得の形成などが述べられる。岡部真智子委員（名古屋市立大学）「刑務所出所者が住まいを確保できない理由」ではアンケート調査を用いて、本人の状況あるいは環境に起因する理由について独自に分析されている。垣田裕介委員（大阪公立大学）「刑務所出所から住居確保に至るプロセスにおけるフェーズごとの知見と課題」では、刑務所出所や更生保護施設入所、住居の確保時や入居後といった段階ごとに支援の役割と課題が整理される。掛川直之委員（立教大学）「司法福祉学の視点から考える出所者の居住支援の意義」では、地域福祉にとっての出所者支援という観点や、出所者の居住支援の担い手について先行研究も交えて論じられる。葛西リサ委員（追手門学院大学）「まとめにかえて」では、本調査で得た様々な知見が振り返られるとともに、刑務所出所者も含めた居住支援そのものの課題も述べられる。後藤広史委員（立教大学）「刑務所出所者に対する居住支援のフローとそれぞれの課題」では、住居確保前後の支援プロセスの構造と、支援段階ごとの課題の可視化が試みられる。蕭耕偉郎委員（東京大学）「まとめにかえて」では、各地域の状況やそれに応じた運用実態の特徴について述べられる。橋本一磨委員（豊田市役所）「まとめにかえて」では、自治体職員の立場から、既存の機関や事業の活用を含めた課題等が述べられるとともに、本調査研究事業で検討した刑務所出所後の支援フローについても言及される。山田憲彦委員（更生保護法人札幌大化院）「更生保護施設と居住支援」では社会政策における刑事政策や更生保護施設の役割と課題について述べられる。石原実季オブザーバー（東京大学・院生）「アンケート調査およびヒアリング調査から見えたことの総括」では特に、支援の枠組みや課題をめぐる地域差に焦点が当てられる。



# 出所後の居住フロー



2023年 刑務所出所者 n=16,233



- (※1) 2023年矯正統計
- (※2) 2023年矯正統計2023年末収容人数 (受刑者)
- (※3) 2023年矯正統計2023年出所受刑者の出所事由
- (※4) 2023年度の特別調整の終結人員 (少年も含む) (R6犯罪白書 p78)
- (※5) 2023年度地域定着支援状況 <https://www.mhlw.go.jp/content/001310901.pdf>
- (※6) 同上資料の【参考1】の障害者支援施設、GH、救護施設、養護老人ホーム、サ高住、無低、有料老人ホーム特養を合算した数
- (※7) 平成25年 法務省調査。別調査での構成比であり、n=2,591ではない。
- (※8) 令和5年度法務省調査
- (※9) 健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者を指し、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

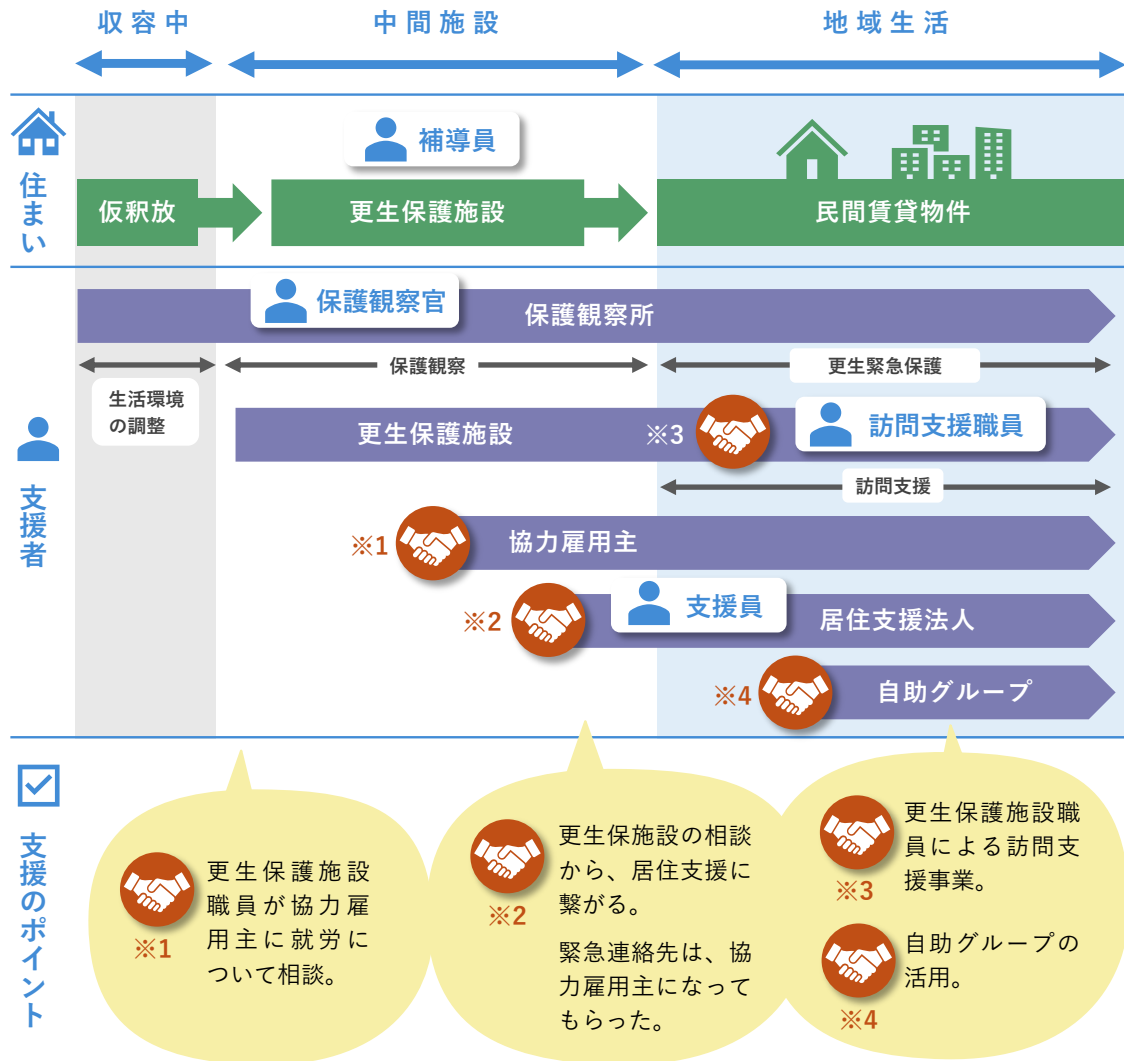
# 事例 1

属性 40代 単身男性



仮釈放・障害なし・アルコール依存疑い

事例 1 フロー図



受刑中に保護観察所が生活環境の調整を行い、更生保護施設への受入れが決定。

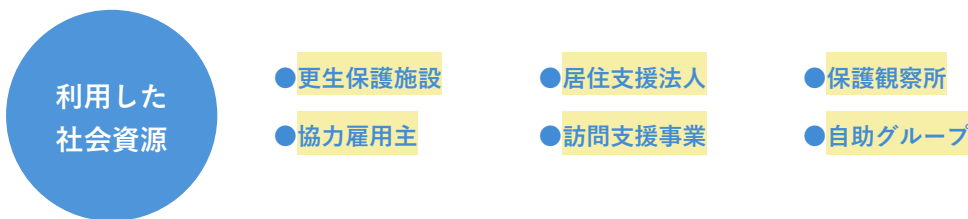
仮釈放後、保護観察開始。あわせて、担当の保護司と本人が顔合わせ。保護観察所からの委託により更生保護施設へ入所。定期的に保護司が本人と面接し、生活上の助言等を行う。更生保護施設職員(補導員)が就労先の調整を行った結果、協力雇用主のもとで就職が決まり、就労を開始。

就労継続の状況を踏まえ、本人が住まい探しを行うが、保証人の確保ができずに難航。その状況を保護司が面接を通して把握。保護司より補導員及び保護観察官に報告。そこで、補導員が地域の居住支援法人に相談。居住支援法人の協力のもと、緊急連絡先のみで入居可能な物件を紹介してもらった。緊急連絡先は協力雇用主になってもらい、本人の希望に沿った民間賃貸物件を確保することができた。

初期費用と当面の生活費分が貯蓄できたことから、保護観察期間満了と同時に更生保護施設を退所、民間賃貸住宅へ入居した。

困った時に相談することが苦手な本人を心配した上記更生保護施設職員が保護観察官と協議。継続したフォローが必要であると判断し、保護観察官が本人と面接し、本人も退所後の支援継続を希望したため、更生緊急保護の申出をさせ、訪問支援事業を活用することになった。更生保護施設職員（訪問支援職員）が本人宅を定期訪問し、生活相談支援を行っている。

仕事がうまくいかず、飲酒でストレスを発散する日々がみられるようになり、欠勤が増えた。心配した会社の上司が訪問支援職員に報告。その後、訪問支援職員がアルコールの課題について保護観察所へ相談したところ、保護観察官から自助グループ利用の提案があった。保護観察官による本人への動機付け面談や各種調整の結果、本人は自助グループに通うことになった。周囲のサポートを得ながら就労継続しながら地域での生活を送っている。



用語集

更生保護施設	<p>矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間、必要な支援などを行い、自立を援助する。また、（更生保護施設を退所するなどして）地域に居住している者に対して、通所させて行う「フォローアップ事業」、更生保護施設職員が更生保護施設退所者の自宅を訪問するなどして継続的な支援を行う「訪問支援事業」も実施。</p> <p><a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html</a></p>
協力雇用主	<p>犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。</p> <p><a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html</a></p>
居住支援法人 (住宅確保要配慮 居住支援法人)	<p>住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、都道府県が指定する法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第 40 条に規定する法人）。</p> <p>住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅確保に特別な配慮が必要な人々をさす。</p> <p>居住支援法人には、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社などが指定され、家賃債務保証、入居に関する相談、見守りなどの生活支援を提供する。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html</a></p>
自助グループ	<p>アルコール依存など、同じ問題を抱える人やその人を大切に思う家族らが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しつつ、助け合える居場所。</p> <p><a href="https://www.ncasa-japan.jp/you-do/other/self-help-groups/">https://www.ncasa-japan.jp/you-do/other/self-help-groups/</a></p>

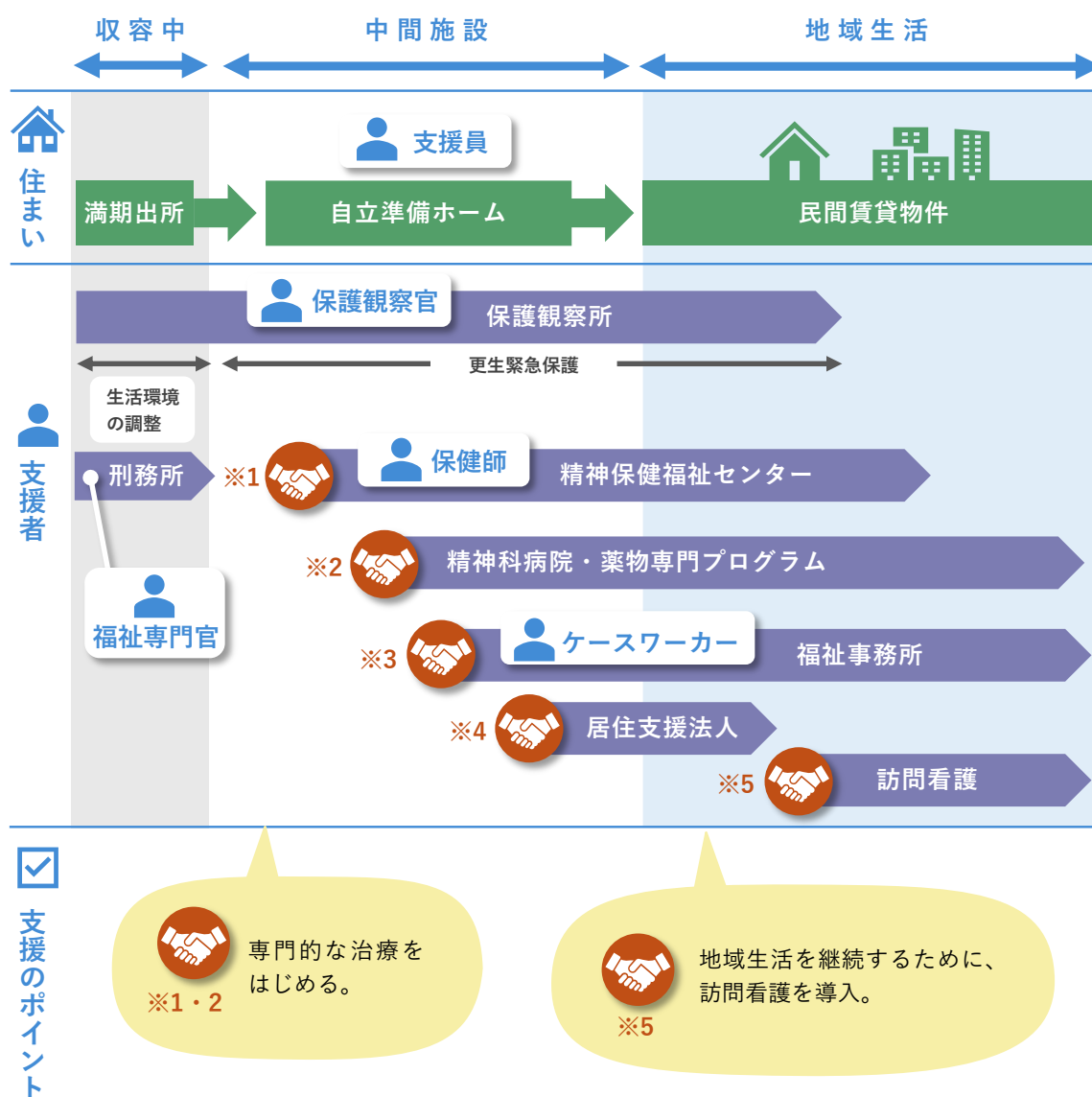
## 事例 2

属性 50代 単身女性



満期・生活保護・依存症

事例 2 フロー図



受刑中に本人が依存症回復支援施設への入所を拒否。その後の刑務所と生活環境の調整を行う保護観察所が協議・調整の結果、自立準備ホームへの受入れが決定。

満期出所後、保護観察所に更生緊急保護の申出をし、保護観察所からの委託により、自立準備ホームへ入所。慣れない施設生活と対人関係から不穏な状態が続いたため、自立準備ホームスタッフが精神保健福祉センターに相談。保健師の助言を受け、自立準備ホームスタッフと担当保護観察官が本人に精神科通院と薬物専門プログラム（ミーティング）への参加を提案し、本人同意。

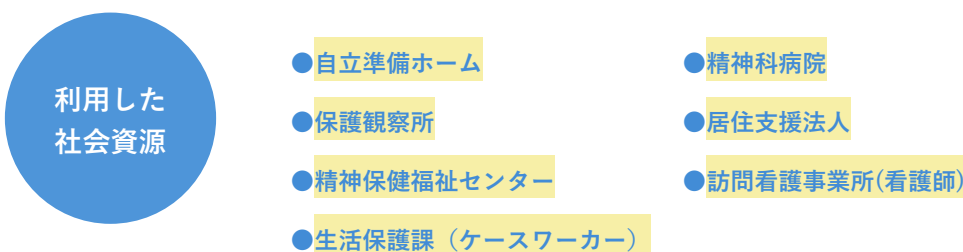
医療費が捻出できなかったため、自立準備ホームスタッフが生活保護課へ医療扶助申請について相談。その後、自立準備ホームスタッフ同行のもと生活保護申請を行った。精神科通院開始。

本人から早期に居宅したい旨相談を受けた自立準備ホームスタッフが生活保護課ケースワーカーに住まい相談。ケースワーカーが居住支援法人へ協力依頼。居住支援法人職員による本人面談。本人の希望に沿った物件を紹介してもらい、居宅設定することができた。

居宅後も定期的に専門プログラム（ミーティング）に参加できている。

しかし、処方薬の飲み忘れが見られたため、ケースワーカーが通院先の精神科へ相談。主治医から、訪問看護の導入について提案があり、手続きを行うことになった。通院先の精神科から紹介してもらった訪問看護事業所が本人と面談を実施。その後、週2回、訪問看護サービスの利用を開始した。

現在、薬物からの回復に向けて、生活保護を受給しながら居宅生活を続けている。



## 用語集

依存症回復支援施設	<p>依存症の当事者が主体となり、グループミーティングを中心とした取組を行うなどして、依存症からの回復を目指す施設である。</p> <p>厚労省（薬物依存回復施設）：  <a href="https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/darc/index.html">https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/darc/index.html</a></p>
自立準備ホーム	<p>保護観察所からの委託に基づき、住むところがない犯罪をした人などを受け入れ、宿泊場所や食事の提供等、それぞれの特長を生かして自立を促進するための支援を行う事業者。更生保護施設とは異なり、法務大臣の認可を要することなく、委託を行うためにはあらかじめ保護観察所に登録を行う。NPO 法人や株式会社、社会福祉法人など運営する組織の形態は様々。また、施設の形態についても、集団生活をするところもあれば、一般のアパートを利用する場合もあるが、いずれの場合も自立準備ホームの職員が、毎日、生活指導等を行うこととなっている。</p> <p><a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html</a></p>
訪問看護	<p>訪問看護師等が住まいに訪問して療養生活を送っている方の看護を行うサービス。本人や家族の思いに沿った在宅療養生活の実現に向けて、専門性を発揮し健康の維持・回復等、生活に質の向上（QOL の向上）ができるように予防から看取りまで支える。</p> <p><a href="https://www.jvnf.or.jp/">https://www.jvnf.or.jp/</a></p>

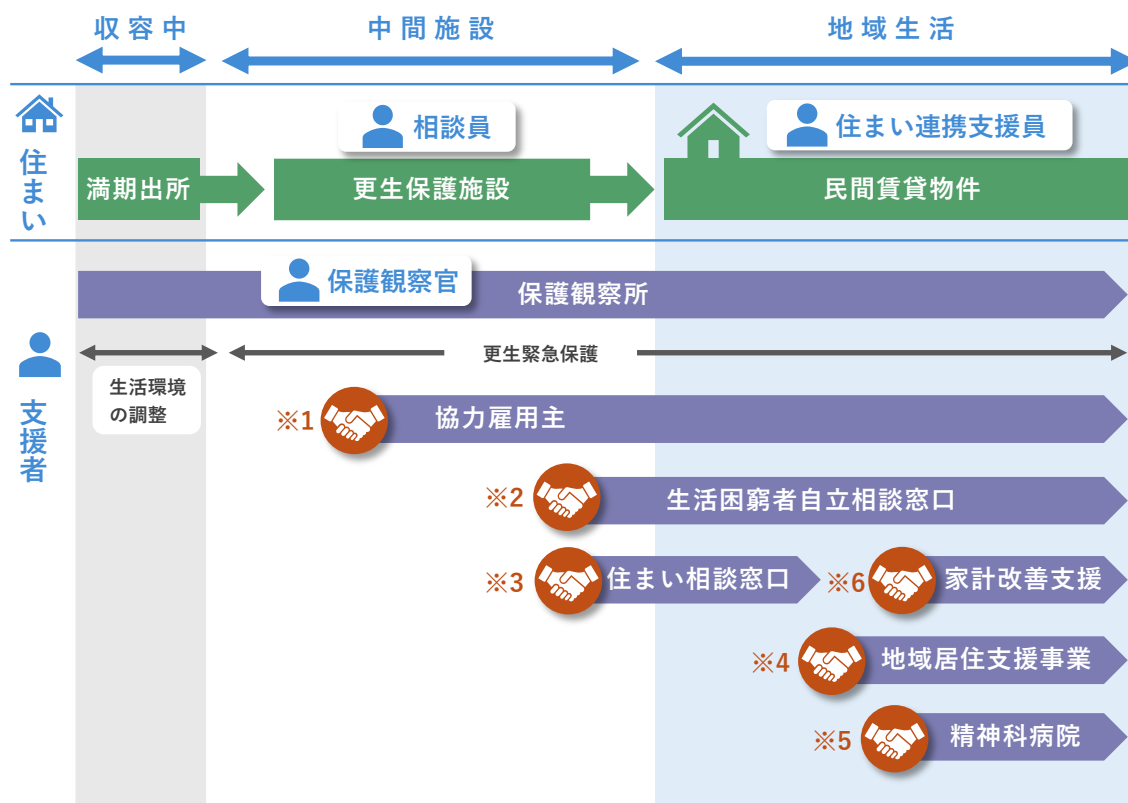
## 事例 3

属性 50代 単身男性



満期・生活困窮・障害なし

事例 3 フロー図



☑ 支援のポイント

※4・5 ストレスがたまり、生活の不調が見られたため、精神科へ繋がる。

※6 支出の見直しを行うため、家計改善支援へ相談を行う予定。

受刑中の更生緊急保護の申し出により、事前調整。

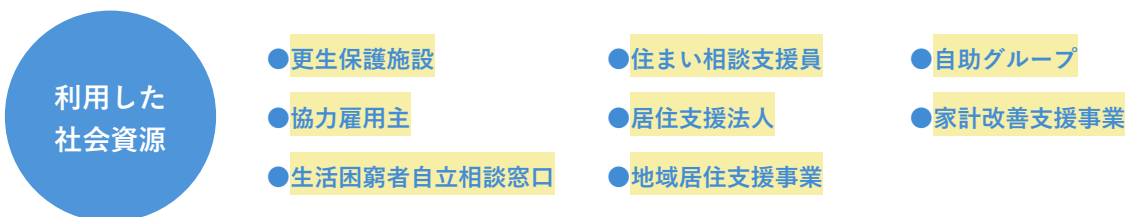
出所時より、保護観察所からの委託により更生保護施設へ入所。協力雇用主の求人に申し込み、就労開始。1か月後、就労継続が見込まれるため、居宅設定の検討に入る。過去歴より、飲酒の課題あり（ストレスがたまると飲酒傾向が強まり、離職につながる）、居宅設定後の定期的な見守りが必要との判断あり。

生活困窮者自立相談窓口にて相談し、住まい相談支援員→居住支援法人を利用し、居宅設定を行う。地域居住支援事業の対象となり、1年間の継続支援を受けることとなった。

また、協力雇用主にも支援の連携を依頼し、就業状況の情報把握や欠勤時の連絡などを行うこととした。

居宅設定後、3カ月は特に問題なく就労していたが、新たな業務を覚えることがすぐにはできず、ストレスをためるようになり、不眠により飲酒量が増え、遅刻や欠勤をするようになった。

協力雇用主より、地域居住支援事業の担当に連絡があり、本人、協力雇用主と面談。精神科を受診し、睡眠導入剤や安定剤の処方を受ける。当面は自己による禁酒を行うこととするが、今後も飲酒が続くようであれば、抗酒剤による管理や自助グループへの参加を進めることとした。また、支出の見直しを行うため、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援の相談を行う予定である。



## 用語集

生活困窮者自立相談窓口	生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度。2015年（平成27年）に生活困窮者自立支援法が施行され、生活全般にわたるさまざまな困りごとについて福祉事務所設置自治体ごとに自立相談支援事業所が窓口となって相談支援を行っている。 <a href="https://minna-tunagaru.jp/know/#a-01">https://minna-tunagaru.jp/know/#a-01</a>
住まい相談支援員	2025年（令和7年）より、生活困窮者自立支援法の改正による「自立相談支援事業における居住支援の強化」が明確化された。  自立相談支援事業所に「住まいの総合相談窓口」を設置し、住まいの課題に対応する「住まい相談支援員」の配置を目指している。  ※「住まいの総合相談窓口」開設は現時点では各自治体の任意によるため、実施している自治体と未実施の自治体があるため、事前に確認が必要。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf</a>
地域居住支援事業（生活困窮者地域居住支援事業）	シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による見守りなど居住を安定して継続するための支援や入居に当たった支援、情報収集や担い手開拓等の環境整備を行う事業。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf</a>

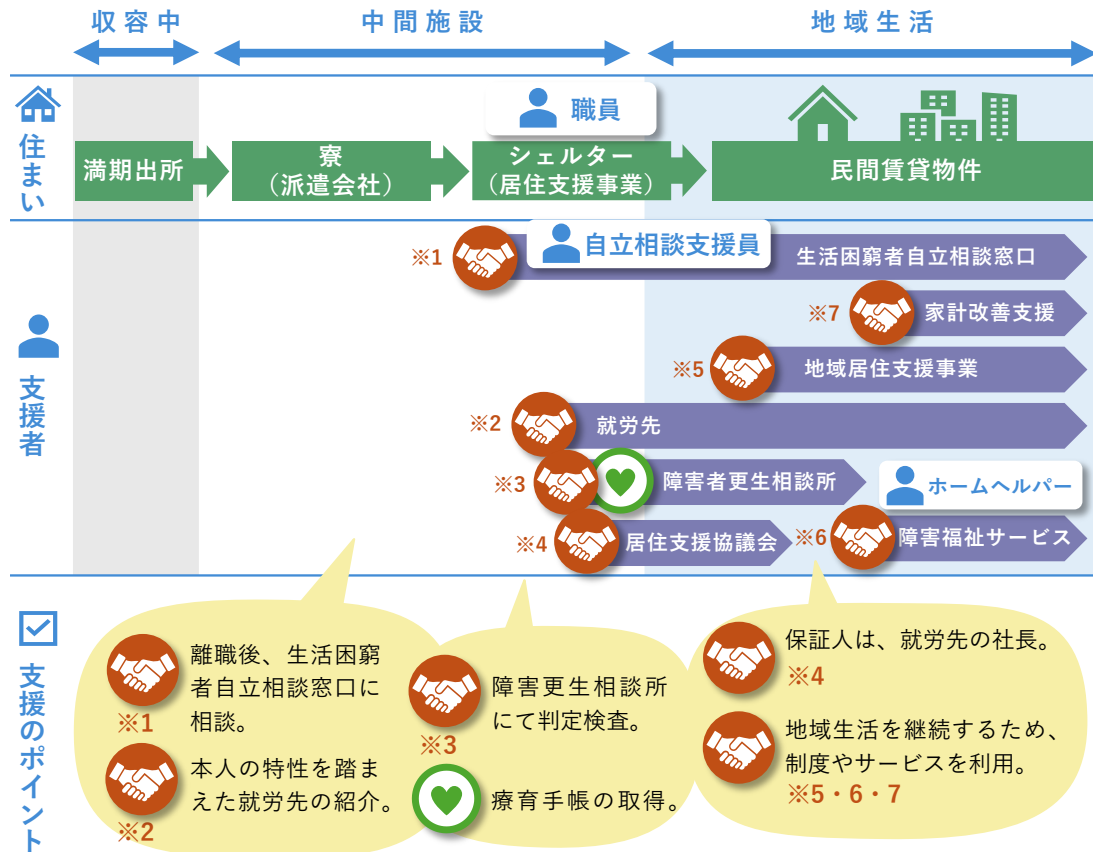
## 事例 4

属性 40代 単身男性



満期・生活困窮・軽度知的障害（疑い）

事例 4 フロー図



出所後すぐに、以前短期就労していた派遣会社へ入寮するが、1カ月で離職。居所喪失し、地域の生活困窮者自立相談窓口相談し、居住支援事業のシェルター利用をすることになった。

早期の就労を希望し、自立相談窓口が連携する就労先への就職を果たす。就労先からは単純作業であれば、何とか続けられそうだが、複数の作業を覚えられないとの評価。

シェルター生活においても、生活のルールがうまく理解できない、些細なことで他入所者とトラブルになるなど、理解力の低さが感じられた。

自立相談支援員より、軽度知的障害の可能性があるので、障害者更生相談所で判定検査を受けることを勧め、自治体の障害福祉相談窓口で申し込みを行った。

就労による貯蓄がぎりぎりのため、自立相談より、地域の居住支援協議会に相談。初期費用が少なく入居できる物件を紹介してもらった。保証人は会社の社長になった。

シェルター退所後は、地域居住支援事業によるサポートを受けることになった。

入居後に、判定検査を受け、知的障害者手帳（療育手帳）を取得。

仕事は、何とか続いているが、生活や金銭管理の課題が見えてきた。就労先と相談し、週に1回、居宅介護（ホームヘルプ）の家事援助を利用するための就業時間の調整を行うこととした。

また、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援も実施し、週単位での生活費の自己管理を行うこ

ととした。

今後も、自己管理がむずかしいようであれば、日常生活自立支援事業による金銭管理を検討することとした。



- 生活困窮者自立相談窓口
- 地域居住支援事業
- 居住支援事業
- 知的障害者手帳（療育手帳）
- 障害者更生相談所
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 居住支援協議会
- 日常生活自立支援事業
- 保証人



## 用語集

居住支援事業	<p>居住支援事業（シェルター事業、旧:一時生活支援事業）は、一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一定の期間内に限り、宿泊場所、食事及び衣類等の提供を行う事業。</p> <p>※各自治体の任意事業のため、実施している自治体と未実施の自治体があるため、事前に確認が必要。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf</a></p>
障害者更生相談所	<p>身体障害及び知的障害のある方の相談、医学的・心理的及び職能的判定、身体障害者手帳・療育手帳の交付事務等を行う。設置主体は都道府県、政令指定都市となっている。</p> <p>WAM NET（知的障害者更生相談所）  <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl50.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl50.html</a></p> <p>WAM NET（身体障害者更生相談所）  <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl49.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl49.html</a></p>
居住支援協議会 (住宅確保要配慮者 居住支援協議会)	<p>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する協議会（ネットワーク体）。</p> <p>都道府県及び各基礎自治体単位で設置されている。令和 7 年 12 月末時点：176 協議会。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html</a></p>
知的障害者手帳 (療育手帳)	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳。</p> <p>基準として IQ（知能指数）がおおむね 70 以下（自治体によっては 75 以下）。</p> <p>療育手帳を所持することにより、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/techou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/techou.html</a></p>
日常生活自立支援 事業	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きや、年金や預金通帳など大切な書類の管理などを支援する。</p> <p>実施主体は、都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo/index.html</a>  <a href="https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/100517/nshien_1.pdf">https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/100517/nshien_1.pdf</a></p>

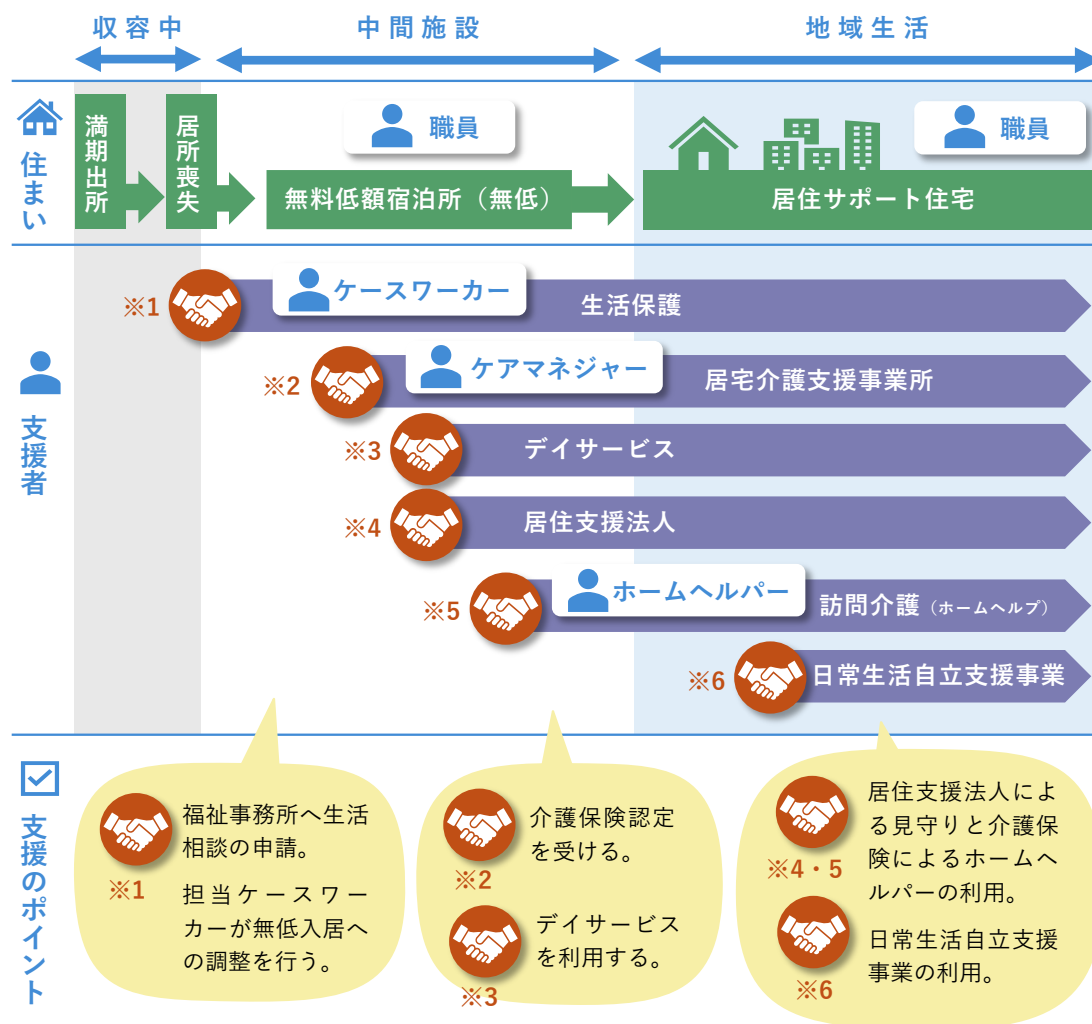
## 事例 5

属性 70代 単身男性



満期・生活保護・高齢

事例 5 フロー図



受刑中に特別調整の対象となることを勧められるが、友人宅を当てにしていたため辞退。出所後、友人宅を訪ねるが、すでに施設入所していたため、居所がない状態となった。

地域の福祉事務所にて、保護申請を行い、一時的に無料低額宿泊所（以下、無低）へ入所することとなった。入所後の生活において、軽度の認知症状が見られた。無低支援員や保護課ケースワーカーから施設入所を勧められるが、本人は独居を強く希望する。無低支援員、ケースワーカーによるカンファレンスの結果、介護認定を受け介護保険サービスを受けながら、独居生活を行うこととした。認定結果が要支援2となり、デイサービスを利用することとした。また居宅については、地域の居住支援法人に相談し、「居住サポート住宅」への入居を行った。保証会社も認定保証会社を利用し、審査が通った。ICTによる毎日の安否確認と月1回以上の訪問相談による支援を行うこととなった。家賃については、代理納付を行うこととした。

居宅設定後は、ICT による毎日の安否確認と週 2 回のデイサービス利用を行う。

徐々に認知症状が進んできたため、再度、介護認定を受け、要介護 1 となり、訪問介護（ホームヘルプ）サービスの利用を追加した。金銭管理は本人の強い希望で、自己管理としていたが、月の後半に生活費が尽きることがあったため、本人同意のもと、日常生活自立支援事業による生活費の管理を行うこととした。



- 福祉事務所
- 居住サポート住宅
- 無料低額宿泊所
- 認定保証会社
- 介護保険サービス
- 代理納付
- デイサービス
- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 居住支援法人
- 日常生活自立支援事業

## 用語集

無料低額宿泊所	生活に困窮する生計困難者に対し、無料または低額な料金で一時的な居住の場と生活支援を提供する施設。社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として位置づけられており、自治体への届出によって設置され、その運営には一定の基準が設けられている。 また無料低額宿泊所のうち、生活保護法[1950年(昭和25年)法律第144号]第30条第1項但し書きの規定により、福祉事務所長の委託を受けて生活保護受給者を入所させ、日常生活支援を行うことができる施設を「日常生活支援住居施設」として認定している。 <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/shukuhaku/shukuhaku">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/shukuhaku/shukuhaku</a> <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/shukuhaku/nitizyugaiyou">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/shukuhaku/nitizyugaiyou</a>
居住サポート住宅 (居住安定援助 賃貸住宅)	住宅セーフティネット法の改正により、2025年(令和7年)10月より、従来の登録住宅(専用住宅)を強化する形で創設された。居住支援法人等が大家と連携し、①日常の安否確認、②訪問等による見守り、③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html</a>
認定保証会社 (認定家賃債務 保証業者制度)	住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として、登録家賃債務保証業者又は居住支援法人から一定の要件を満たす者を国土交通大臣が認定する。[2025年(令和7年)10月より施行] 認定業者は、すべての要配慮者の保証に対して、住宅金融支援機構による保険が利用可能。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000060.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000060.html</a>
代理納付	福祉事務所が生活保護受給者に代わって、家主や管理会社に直接「住宅扶助費」や「共益費」を支払う制度。これにより、生活保護受給者は家賃滞納による住居喪失のリスクを回避し、家主は滞納リスクの解消により安心して住宅を提供できるようになる。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001267603.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001267603.pdf</a>

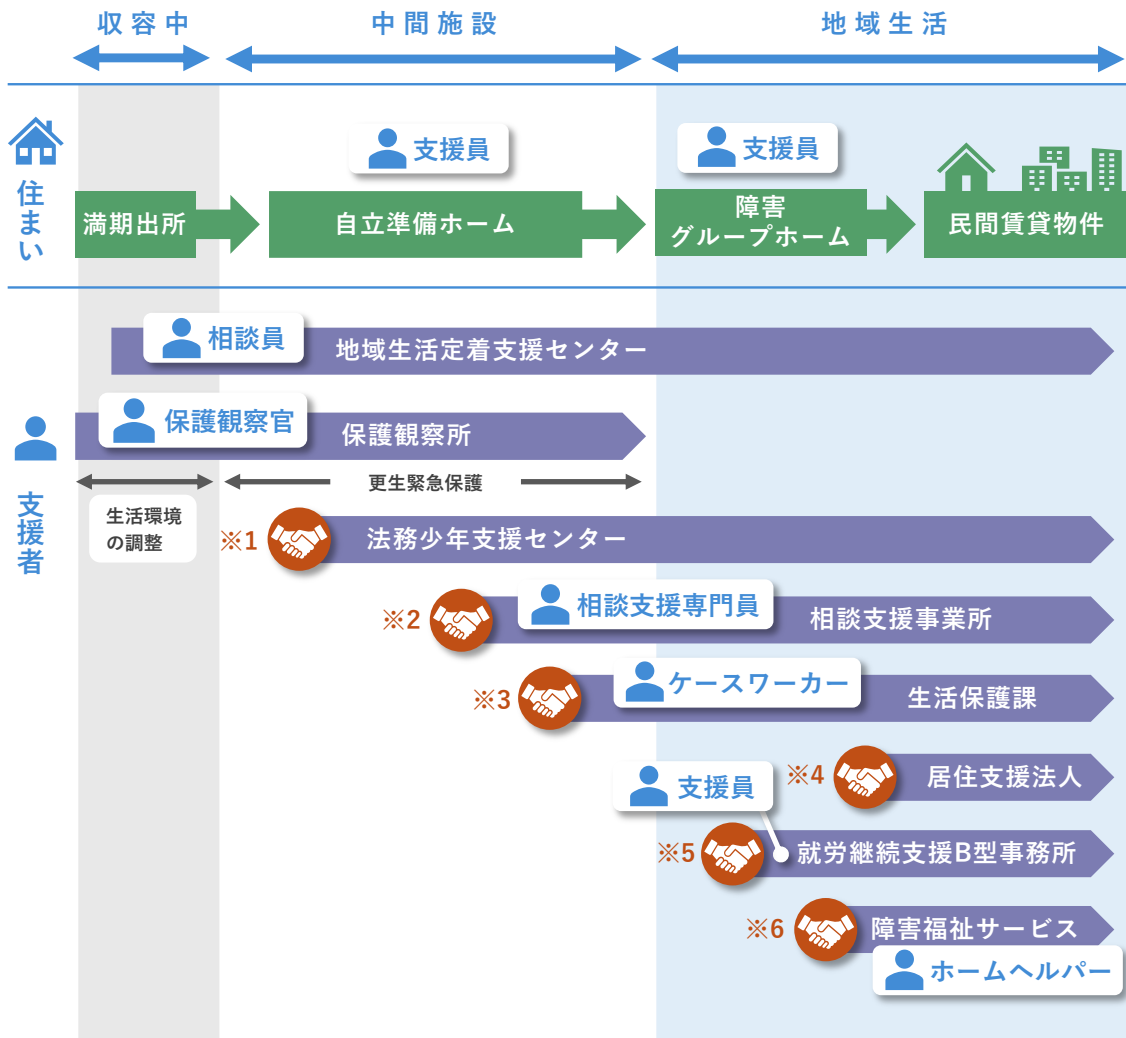
事例 6

属性 20代 単身男性



満期・障害(発達障害)あり

事例 6 フロー図



支援のポイント



※1

地域生活定着支援センターより法務少年支援センターに協力要請。



※2  
※3  
※5

法務少年支援センターでの検査結果を受けて、障害グループホームや生活保護、就労継続支援B型事業などの調整を行う。



※4

地域で一人暮らしをしたいとの意向。居住支援法に相談。



※6

地域生活の継続のため。

特別調整として受刑中に地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）が関与し帰住先を調整。保護観察所の協力のもと、自立準備ホームへの受け入れが決定。

出所後、保護観察所に更生緊急保護の申出をし、保護観察所からの委託により、自立準備ホームへ入所。定着支援センターが主導で障害福祉サービス利用申請手続きを実施。本人の障害特性(対人トラブル傾向、ルールを逸脱する衝動的な行動など)を踏まえ、心理的なフォロー及び発達障害に対する助言の観点から定着支援センターが法務少年支援センターに協力要請。法務少年支援センターに知能検査、心理検査、定期的な認知行動療法等のカウンセリングを実施してもらうことになった。定期的に定着支援センター職員が法務少年支援センターに同行。その都度、法務少年支援センターが困った時の対処法や友達の作り方などを本人へ助言。また、法務少年支援センターによる各検査結果のフィードバックが行われた。定着支援センターから要請を受けた相談支援事業所を中心に本人に適した障害者グループホーム（以下、グループホームという。）の利用調整を行った。その結果、サポートが手厚いグループホーム（地域生活移行個別支援特別加算）の受け入れが決まり入居となる。同時に定着支援センター職員同行のもと、生活保護申請を行った。

定着支援センター及び相談支援事業所がグループホームを定期訪問。本人からの相談に基づき、グループホーム職員と相談支援専門員が日中活動について検討。有資格者による指導体制が整えられている（手厚い専門的な対応など）就労継続支援 B 型事業所（社会生活支援特別加算）の利用を本人に提案。その後、体験利用を経て正式に通所することになった。

グループホームの生活にも慣れ、地域での一人暮らしをしたいとの本人の希望を受けたホーム職員が定着支援センター職員へ相談。定着支援センターが連携先の居住支援法人へ協力を要請した。居宅移行に向け、生活保護課や法務少年支援センターも交えてカンファレンスを実施。最終的に本人の意向を踏まえ、居宅設定した。家事全般について本人の不安が残ることから、定着支援センターが相談支援専門員へ相談し、居宅介護（ホームヘルプ）を導入することになった。

日中は就労継続支援 B 型事業所への通所を継続しながら、見守りのある環境で安心した生活を送っている。

## 利用した 社会資源

- 特別調整
- 相談支援事業所
- 就労継続支援 B 型（社会生活支援特別加算）
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 地域生活定着支援センター
- 自立準備ホーム
- 法務少年支援センター
- 障害者グループホーム（地域生活移行個別支援特別加算）
- 生活保護課

用語集

<p>特別調整</p>	<p>高齢者又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住先のない受刑者や少年院在院者に対して、釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な介護、医療、年金等の福祉サービス等を受けることができるようにするための特別の手續に基づき、保護観察所が地域生活定着支援センター等と連携して行う生活環境の調整。</p> <p><a href="https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/72/nfm/n72_2_2_4_3_4.html">https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/72/nfm/n72_2_2_4_3_4.html</a></p>
<p>地域生活定着支援センター</p>	<p>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手續又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関で、各都道府県により設置されている。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html</a></p>
<p>法務少年支援センター</p>	<p>法務省所管の少年鑑別所が、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うに当たり用いる名称。非行・犯罪や問題行動等の専門機関として、地域の一般の方や関係機関の依頼に応じ、情報の提供、助言、各種調査、心理的援助、研修・講演等を行っている。</p> <p><a href="https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KANBETU/">https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KANBETU/</a></p>
<p>地域生活移行個別支援特別加算</p>	<p>医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内の期間において、1日につき所定単位数を加算するもの。</p> <p>※共同生活援助＝障害者グループホーム</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryoudl/20140307_01_04-10.pdf">https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryoudl/20140307_01_04-10.pdf</a></p>
<p>就労継続支援B型事業所</p>	<p>現行の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業であり、主として通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者の就労や生産活動の機会、その他の支援を提供する日中活動の場として設置されている事業所である。</p> <p><a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-22.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-22.html</a></p>
<p>社会生活支援特別加算</p>	<p>医療観察法対象者や刑務所出所者など、社会復帰を必要とする利用者が訓練系・就労系サービスを利用する際に、事業者側の体制や支援活動を評価して支払われる追加報酬制度。精神保健福祉士などの専門職配置や訪問支援、関係機関との連携といった要件を満たすことで、利用者の地域での自立した生活を支援する事業所が加算を受けられる。</p> <p><a href="https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/n2170000.html">https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/n2170000.html</a></p>

# 社会資源リスト

基本的に、社会資源を省庁別に分類し、制度・仕組み、支援者、施設（主に入所施設）の順に掲載しています。  
社会資源に関する詳細は、参照 URL リンクの ● をクリックすると該当する WEB サイトにリンクします。



社会資源 ■略称・通称	簡単な説明	◎収容中	◎一時保護 ◎中間施設	◎住宅確保	◎地域生活	参照URLリンク	
法務省	保護観察	刑務所出所者等が社会内で更生できるよう、保護観察官や保護司が一定期間、指導・支援を行う制度。		←→		法務省（保護観察） <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0021.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0021.html</a>	●
	更生緊急保護	刑務所から満期釈放された人などで、親族からの援助を受けることができないなどの事情がある場合に、本人からの申出に基づいて、保護観察所において、金品の給与や宿泊場所の供与、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な生活指導等の措置を講ずるもの。		←→		法務省：応急の救護等及び更生緊急保護等 <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0022.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0022.html</a>	●
	刑執行終了者等に対する援助	2023年（令和5年）12月1日に施行された改正更生保護法により新設された。保護観察所が、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行う。本人からの自発的な申出を待つことなく、保護観察所が能動的に働きかけて実施することが可能なもので、かつ法定期間の定めもないという点で、更生緊急保護を補完する援助の措置として位置付けられる。				法務省 <a href="https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/r06/html/n7150000.html">https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/r06/html/n7150000.html</a>	●
	更生保護に関する地域援助 ■犯罪・非行の地域相談窓口すたば	更生保護に関する専門的知識を活用し、地域で生活する元保護観察対象者や出所者等本人又はその家族を含む地域住民や、関係機関・団体等からの相談に応じ、必要な助言や調整、支援に関する事例検討会・研修・情報提供等の援助を行うほか、犯罪をした者等が、地域における関係機関・団体等による必要な支援を受けることができるよう、地域における関係機関・団体等との連携体制の構築を図っている。	←→			法務省 <a href="https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/r06/html/n7140000.html">https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/r06/html/n7140000.html</a>	●
	生活環境の調整	保護観察所が、刑務所や少年院などの矯正施設に収容されている人の社会復帰を円滑にするため、釈放後の住居や就業先、必要な支援などを調整するもの。	←→			法務省（生活環境の調整） <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0023.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0023.html</a>	●
	特別調整	高齢者又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住先のない受刑者や少年院在院者に対して、釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な介護、医療、年金等の福祉サービス等を受けることができるようにするための特別の手續に基づき、保護観察所が地域生活定着支援センター等と連携して行う生活環境の調整。	←→			※事例1）令和7年版 犯罪白書（第2編/第4章/第3節/4(2)） <a href="https://hakusyol.moj.go.jp/jp/72/nfm/n72_2_2_4_3_4.html">https://hakusyol.moj.go.jp/jp/72/nfm/n72_2_2_4_3_4.html</a>	●
	保護観察所	地方裁判所の所在地に置かれる、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関。保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護等の事務を実施。保護観察及び更生緊急保護の措置の実施主体であり、宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護について、更生保護施設又は自立準備ホームに委託して実施する。	←→			法務省（保護観察所） <a href="https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00040.html">https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00040.html</a>	●
	保護観察官	地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防止改善更生を図るための業務に従事する国家公務員。保護観察所で勤務する場合には、保護観察や生活環境の調整、更生緊急保護等の業務を実施する。	←→			法務省（保護観察官） <a href="https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00040.html">https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00040.html</a>	●
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア（法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員）。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。		←→		法務省（保護司、保護司組織） <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo04-02.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo04-02.html</a>	●
	協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。		←→		法務省（協力雇用主） <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_0030.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_0030.html</a>	●
BBS会	BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施している。				法務省（BBS会） <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0029.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0029.html</a>	●	

社会資源 ■略称・通称	簡単な説明	◎収容中	◎一時保護 ◎中間施設	◎住宅確保	◎地域生活	参照URLリンク
更生保護女性会	更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいる。				↔	法務省（更生保護女性会） <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0028.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_0028.html</a>
更生保護施設	矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間、必要な支援などを行い、自立を援助する。また、（更生保護施設を退所するなどして）地域に居住している者に対して、通所させて行う「フォローアップ事業」、更生保護施設職員が更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う「訪問支援事業」も実施。		↔			法務省（更生保護施設） <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html</a>
自立準備ホーム	保護観察所からの委託に基づき、住むところがない犯罪をした人などを受け入れ、宿泊場所や食事の提供等、それぞれの特長を生かして自立を促進するための支援を行う事業者。更生保護施設とは異なり、法務大臣の認可を要することなく、委託を行うためにはあらかじめ保護観察所に登録を行う。NPO法人や株式会社、社会福祉法人など運営する組織の形態は様々。また、施設の形態についても、集団生活をするとところもあれば、一般のアパートを利用する場合もあるが、いずれの場合も自立準備ホームの職員が、毎日、生活指導等を行うこととなっている。		↔			法務省（自立準備ホームとは） <a href="https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html">https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html</a>
矯正就労支援情報センター ■コレワーク	刑務所出所者や少年院出院者の雇用を検討している民間事業者によるその採用のための各種サービスを提供するため、法務省の矯正管区に設置された組織。全国の受刑者や少年院在院者の有している職業に関連する資格や職歴、出院後等の帰住予定地の情報を把握し、出所者等の採用を検討している民間事業者の希望に応じ、公共職業安定所等と連携してその採用までの援助を行う。	↔				法務省（コレワークについて） <a href="https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/gaiyo/">https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/gaiyo/</a>
法務少年支援センター	法務省所管の少年鑑別所が、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うに当たり用いる名称。非行・犯罪や問題行動等の専門機関として、地域の一般の方や関係機関の依頼に応じ、情報の提供、助言、各種調査、心理的援助、研修・講演等を行っている。		↔			※法務少年支援センター <a href="https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KANBETU/">https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KANBETU/</a>
拘禁刑	令和7年6月から、懲役及び禁錮が廃止され、新たな刑として創設された。拘禁刑は、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇の実現により、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的としている。改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能となった。	↔				法務省（拘禁刑） <a href="https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00164.html">https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00164.html</a>
再犯の防止等の推進に関する法律 ■再犯防止推進法	平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」が公布・施行。再犯の防止等に関する施策の基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。	↔				法務省（再犯の防止等の推進に関する法律） <a href="https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00035.html">https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00035.html</a>
再犯防止推進計画	平成29年12月、再犯防止推進法に基づき、第一次の再犯防止推進計画が閣議決定された。令和5年3月、再犯防止施策の更なる深化・推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定された。第二次再犯防止推進計画には、7つの重点課題の下、96の具体的施策が盛り込まれている。	↔				法務省（再犯防止推進計画） <a href="https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html">https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html</a>

社会資源		簡単な説明	◎収容中	◎一時保護 ◎中間施設	◎住宅確保	◎地域生活	参照URLリンク
■略称・通称							
国土交通省	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律 ■住宅セーフティネット法	2007年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」制定。この法律は、住生活基本法（2006年法律第六十一号）の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣及び厚生労働大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。 2017年に住宅セーフティネット住宅、居住支援法人の仕組みがくわえられ、2024年にはさらに強化され、居住サポート住宅、認定債務～、高齢者～が強化された。					国交省（住宅セーフティネット法） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000054.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000054.html</a>
	住宅確保要配慮者	住宅セーフティネット法において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と定められている。また、省令において外国人等が定められているほか、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができる（例えば、新婚世帯など）。					国交省（住宅確保要配慮者） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001913425.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001913425.pdf</a>
	住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅 ■セーフティネット住宅	高齢者、障害者、子育て世帯、刑務所出所者など、住宅の確保に特別な配慮が必要な「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅。					国交省（住宅セーフティネット制度） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html</a>
	居住安定援助賃貸住宅 居住サポート住宅	住宅セーフティネット法の改正により、2025年（令和7年）10月より、従来の登録住宅（専用住宅）を強化する形で創設された。居住支援法人等が大家と連携し、①日常の安否確認、②訪問等による見守り、③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅。					国交省 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html</a>
	居住支援法人 住宅確保要配慮者居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、都道府県が指定する法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人）。住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅確保に特別な配慮が必要な人々をさす。居住支援法人には、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社などが指定され、家賃債務保証、入居に関する相談、見守りなどの生活支援を提供する。					国交省（居住支援法人） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html</a>
	居住支援協議会	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第51条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する協議会（ネットワーク体）。 都道府県及び各基礎自治体単位で設置されている。令和7年12月末時点：176協議会。					国交省（居住支援協議会） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html</a>
	認定家賃債務保証業者	住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として、登録家賃債務保証業者又は居住支援法人から一定の要件を満たす者を国土交通大臣が認定する。[2025年（令和7年）10月より施行] 認定業者は、すべての要配慮者の保証に対して、住宅金融支援機構による保険が利用可能。					国交省（認定家賃債務保証業者制度） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000024.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000024.html</a>
	公営住宅	低所得者世帯向けに地方公共団体などが供給する住宅で、家賃が低く抑えられている。市営住宅（都市部）や県営住宅（都市部以外）などがあり、入居には世帯収入が一定の基準以下であることや、住宅困窮であることといった条件がある。					国交省（公営住宅の優先入居について） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000096.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000096.html</a>
厚生労働省	に高齢者の支援に関する制度	要介護・支援状態にある「65歳以上の高齢者」と「40歳から64歳までの医療保険加入者で特定疾患の患者」が、介護保険料と国・自治体からの財源によって、一定割合に応じた自己負担で受けられる介護サービス制度。					厚労省（介護保険制度の概要） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei/sha/gaiyo/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei/sha/gaiyo/index.html</a>  厚労省（介護事業所・生活関連情報検索） <a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/</a>

社会資源 ■略称・通称		簡単な説明	◎収容中	◎一時保護 ◎中間施設	◎住宅確保	◎地域生活	参照URLリンク	
厚生労働省	高齢者の支援に関する制度	居宅介護支援事業所	介護保険法にもとづき、要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるよう支援する事業所。具体的には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人・家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランにもとづいて介護保険サービスなどを提供する事業所との連絡・調整などを行う。制度上、「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の利用者（入居者）にもケアプランの作成などを行う。				WAM NET(居宅介護支援事業所) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl74.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl74.html</a>	●
		地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。				厚労省（2. 地域包括支援センターについて） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/index.html</a>	●
		通所介護 デイサービス	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り利用者の居宅において、持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的で提供されるサービス				厚労省（通所介護（デイサービス）） <a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group7.html">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group7.html</a>	●
		通所リハビリ デイケア	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰り提供。				厚労省（通所リハビリテーション（デイケア）） <a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group8.html">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group8.html</a>	●
		訪問介護 ホームヘルプ	介護保険法に基づく介護サービスの一つ。利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）を行う。				WAM NET（訪問介護（ホームヘルプ）） <a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group2.html">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group2.html</a>	●
		居宅介護 ホームヘルプ	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つ。ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。障害のある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービス。				WAM NET（居宅介護（ホームヘルプ）） <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-01.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-01.html</a>	●
	障害者の支援に関する制度	就労移行支援事業	現行の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業であり、就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う事業。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざす。				WAM NAT(就労移行支援) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-20.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-20.html</a>	●
		就労継続支援A型事業所	現行の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業であり、企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざす。				WAM NET（就労継続支援A型（雇用型）） <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-21.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-21.html</a>	●
		就労継続支援B型事業所	現行の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業であり、主として通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者の就労や生産活動の機会、その他の支援を提供する日中活動の場として設置されている事業所である。				WAM NET（就労継続支援B型（非雇用型）） <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-22.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpu/b/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-22.html</a>	●
		障害者基幹相談支援センター	障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関。多種多様な障害特性や生活ニーズに対応し、困りごとや“生きづらさ”を抱える障害者などがどのような相談もできる窓口。				厚労省（基幹相談支援センター） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihakushu/service/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihakushu/service/kikan.html</a>	●

社会資源 ■略称・通称		簡単な説明	◎収容中	◎一時保護 ◎中間施設	◎住宅確保	◎地域生活	参照URLリンク	
厚生労働省	障害者の支援に関する制度	障害者更生相談所	身体障がい及び知的障がいのある方の相談、医学的・心理的及び職能的判定、身体障害者手帳・療育手帳の交付事務等を行う。設置主体は都道府県、政令指定都市となっている。		←		WAM NET (知的障害者更生相談所) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl50.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl50.html</a> WAM NET (身体障害者更生相談所) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl49.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl49.html</a>	
		障害者就業・生活支援センター	障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されている。	←			厚労省 (障害者就業・生活支援センター) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18012.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18012.html</a>	
		障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を受けられる制度。		←			厚労省 (障害福祉サービスについて) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html</a>
		自立支援協議会	地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担っている。				←	厚労省 (自立支援協議会について) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/kyougikai.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/kyougikai.html</a>
		身体障害者手帳	身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳。 原則、更新はないが、障害の状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがある。 身体障害者手帳制度は、身体障害者福祉法に基づき、都道府県、指定都市又は中核市において障害の認定や交付の事務が行われている。 身体障害者手帳の交付申請は、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が指定する医師の診断書・意見書、身体に障害のある方の写真を用意し、近くの福祉事務所又は市役所にて行う。	←				厚労省 (障害者手帳) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html</a>
		精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。 精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている。 精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級までである。 申請は、市町村の担当窓口を経由して、都道府県知事又は指定都市市長に行う。	←				厚労省 (精神障害者保健福祉手帳) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html</a>
		知的障害者手帳 療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳。 基準としてIQ（知能指数）がおおむね70以下（自治体によっては75以下）。 療育手帳を所持することにより、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。	←				厚労省 (療育手帳) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html</a>
		精神保健福祉センター	精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関で、精神保健福祉法によって、各都道府県及び政令指定都市に設置することが定められている。業務内容は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至る。		←			WAM NET (精神保健福祉センター) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl52.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl52.html</a>
		相談支援事業所	障害者やその家族の日常生活のさまざまな相談を受け、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。	←				相談支援業務に関する手引き (厚生労働省) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001335080.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001335080.pdf</a>
		発達障害者支援センター	発達障害児（者）とその家族に対し、保健・医療・福祉・教育・労働の連携を図りながら総合的な支援を行う専門機関。相談支援、発達支援、就労支援、地域の普及啓発・研修を担い、診断のない可能性段階の人も利用可能で、基本無料。		←			国立障害者リハビリテーションセンター (発達障害情報・支援センター) <a href="https://www.rehab.go.jp/ddis/">https://www.rehab.go.jp/ddis/</a>

社会資源		簡単な説明	◎収容中	◎一時保護 ◎中間施設	◎住宅確保	◎地域生活	参照URLリンク	
■略称・通称								
厚生労働省	生活困窮者の支援に関する制度	生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度。2015年（平成27年）に生活困窮者自立支援法が施行され、生活全般にわたるさまざまな困りごとについて福祉事務所設置自治体ごとに自立相談支援事業所が窓口となって相談支援を行っている。				一社生活困窮者自立支援全国ネットワーク (生活困窮者自立支援制度) <a href="https://minna-tunagaru.jp/">https://minna-tunagaru.jp/</a>	
		家計改善支援事業 生活困窮者自立支援制度	支援員がアセスメントを行い、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。				厚労省（生活困窮者自立支援事業） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html</a>	
		居住支援事業 生活困窮者自立支援制度	居住支援事業（シェルター事業、旧:一時生活支援事業）は、一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一定の期間内に限り、宿泊場所、食事及び衣類等の提供を行う事業。 ※各自治体の任意事業のため、実施している自治体と未実施の自治体があるため、事前に確認が必要。				居住支援事業の手引き <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf</a>	
		地域居住支援事業 生活困窮者自立支援制度	シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による見守りなど居住を安定して継続するための支援や入居に当たっての支援、情報収集や担い手開拓等の環境整備を行う事業。				居住支援事業の手引き（第三章 地域居住支援事業について） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf</a>	
		生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金貸付制度は、低所得者、高齢者、障害者などが、安定した生活を送れるよう、都道府県の社会福祉協議会が資金の貸付けと必要な相談や支援を行う制度。				政府広報オンライン（生活福祉資金貸付制度） <a href="https://www.gov-online.go.jp/article/201001/entry-7801.html">https://www.gov-online.go.jp/article/201001/entry-7801.html</a>	
		生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給される（主に、住宅扶助、生活扶助、医療扶助、介護扶助など）。全国の都道府県、政令市、中核市、一般市及び一部の町村に、福祉事務所が設置されている（福祉事務所のない町村は県が所管している）。				厚労省（生活保護制度） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsuhogo/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsuhogo/index.html</a>	
	代理納付	福祉事務所が生活保護受給者に代わって、家主や管理会社に直接「住宅扶助費」や「共益費」を支払う制度。これにより、生活保護受給者は家賃滞納による住居喪失のリスクを回避し、家主は滞納リスクの解消により安心して住宅を提供できるようになる。				厚生労働省（代理納付） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001267603.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001267603.pdf</a>		
	福祉事務所	社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関。都道府県及び市（特別区を含む。）は設置が義務付けられており、町村は任意で設置することができる。 1993年（平成5年）4月には、老人及び身体障害者福祉分野で、2003年（平成15年）4月には、知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲されたことから、都道府県福祉事務所では、従来の福祉六法から生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の三法を所管することとなった。				厚労省（福祉事務所） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimuso/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimuso/index.html</a>		
	更生保護に関する制度	社会生活支援特別加算	医療観察法対象者や刑務所出所者など、社会復帰を必要とする利用者が訓練系・就労サービスを利用する際に、事業者側の体制や支援活動を評価して支払われる追加報酬制度。精神保健福祉士などの専門職配置や訪問支援、関係機関との連携といった要件を満たすことで、利用者の地域での自立した生活を支援する事業所が加算を受けられる。					法務省（社会生活支援特別加算） <a href="https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/n2170000.html">https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/n2170000.html</a>
		地域生活移行個別支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内の期間において、1日につき所定単位数を加算するもの。 ※共同生活援助＝障害者グループホーム					厚労省（地域生活移行個別支援特別加算） <a href="https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigl_shiryou/dl/20140307_01_04-10.pdf">https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigl_shiryou/dl/20140307_01_04-10.pdf</a>



社会資源		簡単な説明	◎収容中	◎一時保護 ◎中間施設	◎住宅確保	◎地域生活	参照URLリンク	
■略称・通称								
厚生労働省	成年後見人制度	認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人を支援するため、本人の権利を守る後見人が財産管理や契約を代行する制度。※有資格者がなることが多い。		←			厚労省（成年後見制度） <a href="https://guardianship.mhlw.go.jp/">https://guardianship.mhlw.go.jp/</a>	●
	住まいの困りごと相談窓口 ■すまこま	厚生労働省が実施する、住まい不安定や生活困窮の状態にある者への総合相談窓口及び支援情報の提供を行なう事業。		←			すまこま <a href="https://sumakoma.mhlw.go.jp/">https://sumakoma.mhlw.go.jp/</a>	●
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きや、年金や預金通帳など大切な書類の管理などを支援する。 実施主体は、都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）。		←			厚労省（日常生活自立支援事業） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo/index.html</a> 全国社会福祉協議会（日常生活自立支援事業） <a href="https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/100517/nshien_1.pdf">https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/100517/nshien_1.pdf</a>	●
支援者関係	介護支援専門員 ケアマネジャー	要介護、要支援の状態にある高齢者やその家族の相談に応じ、その心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡・調整を行う専門職。 具体的には、ケアプランの作成に向けた課題の分析（アセスメント）、ケアプランの作成、サービスの提供に向けた連絡・調整、サービス開始後のモニタリング、ケアマネジメント費用の請求のための介護給付費請求書の作成・提出などの給付管理業務を行う。		←			WAM NET（介護支援専門員（ケアマネジャー）） <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguidejobtype/jobguide_job07.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguidejobtype/jobguide_job07.html</a>	●
	訪問介護員 ホームヘルパー	高齢者や障害のある利用者の自宅を訪問し、身体介護（入浴、食事、排泄など）や生活援助（調理、掃除、買い物など）を行う。		←			WAM NET（居宅介護（ホームヘルプ）） <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-01.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-01.html</a>	●
	相談支援専門員	障害児・障害者の意向を踏まえて、自立した日常生活や社会生活の実現のため、支援・中立・公平な立場から障害福祉サービス利用のための支援などを行う。 具体的には、生活全般にかかわる相談・情報提供やサービスなど利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡・調整などの業務を担う。		←			WAM NET(相談支援専門員) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguidejobtype/jobguide_job18.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguidejobtype/jobguide_job18.html</a>	●
	住まい相談支援員 生活困窮者自立支援制度	2025年（令和7年）、生活困窮者自立支援法の改正による「自立相談支援事業における居住支援の強化」が明確化された。 自立相談支援事業所に「住まいの総合相談窓口」を設置し、住まいの課題に対応する「住まい相談支援員」の配置を目指している。 ※「住まいの総合相談窓口」開設は現時点では各自治体の任意によるため、実施している自治体と未実施の自治体があるため、事前に確認が必要。		←			居住支援事業の手引き <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001472181.pdf</a>	●
	医療ソーシャルワーカー	病院や医療機関で、病気や怪我を負った患者やその家族が抱える経済的・心理的・社会的な問題の解決を支援する。		←			公益財団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会 <a href="https://www.jaswhs.or.jp/about/sw_gyoumu.php">https://www.jaswhs.or.jp/about/sw_gyoumu.php</a>	●
	保健師	主に、自治体（保健所・市区町村など）に勤務しており、保健、医療、福祉、介護などの分野で、乳幼児から高齢者までのすべての住民を対象に必要な保健サービスを提供している。		←			厚労省（保健師関連施策） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index_00007.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index_00007.html</a>	●
	民生委員・児童委員	民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。				←	厚労省（民生委員・児童委員について） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/minseiiin/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/minseiiin/index.html</a>	●
	施設関係	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム	常時介護が必要で在宅生活が困難な方のための施設。入所する要介護者に対し、施設サービス計画（ケアプラン）にもとづき、入浴や排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行う。			←		WAM NET（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）） <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl01.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl01.html</a>
有料老人ホーム		高齢者に対し、入所、食事の提供、その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人福祉施設やグループホームでないもの。設置主体は株式会社や財団法人、社会福祉法人などで、入居はホームと入居希望者の契約による。 マンションタイプの個室が大半であり、サービス別では介護付、住宅型、健康型の3つに分けられる。		←			WAM NET(有料老人ホーム) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl04.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl04.html</a>	●

社会資源		簡単な説明	◎収容中	◎一時保護 ◎中間施設	◎住宅確保	◎地域生活	参照URLリンク		
■略称・通称									
厚生労働省	施設関係	養護老人ホーム					WAM NET(養護老人ホーム) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl02.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl02.html</a>	●	
		障害者グループホーム	知的、精神、身体、難病のある人々が、支援を受けながら共同生活を送る住居。					WAM NET (共同生活援助(グループホーム)) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-23.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-23.html</a>	●
		障害者支援施設	障害者の入所を受け入れて居住の場や食事と日常生活上の世話および介護を提供する施設。障害者総合支援制度の建て付けとして、日中のケアは日中活動支援の「生活介護」として提供され、それ以外(夜間等)の支援全般は「施設入所支援」として提供される。					WAM NET (障害者支援施設) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl43.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl43.html</a>	●
		救護施設	生活保護法にもとづく保護施設の一つ。身体・知的・精神の障害や依存症などの生きづらさを抱えて、経済的な問題も含め、日常生活を営むことが困難な状態の要保護者を入所させて、生活支援等を行う施設。入所中だけでなく、地域移行の支援や通所支援も行っている。					WAM NET (救護施設) <a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl54.html">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl54.html</a>	●
		無料低額宿泊所	生活に困窮する生計困難者に対し、無料または低額な料金で一時的な居住の場と生活支援を提供する施設。社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として位置づけられており、自治体への届出によって設置され、その運営には一定の基準が設けられている。 また無料低額宿泊所のうち、生活保護法[1950年(昭和25年)法律第144号]第30条第1項但し書きの規定により、福祉事務所の委託を受けて生活保護受給者を入所させ、日常生活支援を行うことができる施設を「日常生活支援住居施設」として認定している。					東京都(無料低額宿泊所) <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/shukuhaku/shukuhaku">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/shukuhaku/shukuhaku</a> 東京都(日常生活支援住居施設) <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/shukuhaku/nitizuyugaiyou">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/shisetsu/shukuhaku/nitizuyugaiyou</a>	●
		依存症回復支援施設	依存症の当事者が主体となり、グループミーティングを中心とした取組を行うなどして、依存症からの回復を目指す施設である。					厚労省(全国の薬物依存症回復支援施設) <a href="https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/yakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/darc/index.html">https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/yakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/darc/index.html</a>	●
		自立援助ホーム	義務教育終了後15歳から20歳未満(特別な理由がある場合は22歳未満)の家庭がない少年・少女や、家庭にいないことができない少年・少女が入所して、自立を目指す住居。					厚労省(自立援助ホーム) <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html</a>	●
		女性自立支援施設 ※旧: 婦人保護施設	配偶者からの暴力や家庭環境の破綻、生活の困窮など様々な事情により日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を保護する施設。					男女共同参画局(女性自立支援施設) <a href="https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/jiritushien/jukyo.html">https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/jiritushien/jukyo.html</a>	●
その他制度・民間	自助グループ	アルコール依存など、同じ問題を抱える人やその人を大切に思う家族らが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しつつ、助け合える居場所。					依存症対策全国センター <a href="https://www.ncasa-japan.jp/you-do/other/self-help-groups/">https://www.ncasa-japan.jp/you-do/other/self-help-groups/</a>	●	
	自治会	地域社会における地縁による団体。住民相互の連絡、区域の環境美化、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている。					総務省 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chiikikomyunitai.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chiikikomyunitai.html</a>	●	
	トラブルシューターTS	知的障害・発達障害のある人が誤解や孤立からトラブルに至ることを防ぐために、司法・医療・行政・福祉・教育・地域などの関係機関をつなぎ、支援のネットワークを構築・調整する人材(またはその仕組み)。					全国トラブルシューターネットワーク <a href="https://zenkoku-ts.jimdofree.com/">https://zenkoku-ts.jimdofree.com/</a>	●	
	日本司法支援センター ■法テラス	国(法務省所管)が設立した、法的トラブルを解決するための総合案内所。問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度を紹介したり、弁護士会、司法書士会、地方公共団体、消費者団体など適切な相談窓口を案内したり、経済的に余裕がない相談者には、無料の法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替えも行う。					法テラス <a href="https://www.houterasu.or.jp/">https://www.houterasu.or.jp/</a>	●	



公益財団法人車両競技公益資金記念財団

居住支援の在り方に関する調査研究緊急助成事業

刑務所出所者等に対する居住支援の在り方に関する調査研究

刑務所出所者等のための

# 居住支援テキスト

---

令和8年（2026年）3月

特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク